



りそな銀行アジアニュース

2019年12月5日
りそな銀行 国際事業部

【ホーチミン駐在員事務所】

「ベトナムの預入金利・貸出金利の上限引下げについて」

2019年11月19日、ベトナム国家銀行は短期のドン建て預金の預入金利、および短期のドン建て貸付の貸出金利の上限を引き下げる決定第2415号/QD-NHNN、および決定第2416号/QD-NHNNを発行しました。ベトナムにある金融機関（海外銀行支店を含む）が対象となり、11月19日より即日適用となっています。マクロ経済や外為市場が安定していることから、引き続き経済活性化を図る政府方針を背景として、金利の上限が引下げられたものとみられています。

新決定によると、ドン建て預金の上限金利とドン建て短期貸付の上限金利を以下のように決めました。

	旧金利	新金利
普通預金、期間1カ月未満の定期預金に対する預金の上限金利	年1.0%	年0.8%
期間1カ月以上6カ月未満の定期預金の上限金利	年5.5%	年5.0%
5つの優遇分野に対するドン建て短期貸付の上限金利	年6.5%	年6.0%

6か月以上の預入金利について、また上記以外の貸出金利については、市場の需給に基づき金融機関が決めることができます。

5つの優遇分野の対象又は定義は以下の通りとなります。（通達39/2016/TT-NHNN号より）

農業農村地方開発 (政令55/2015号引用)	農村地域の居住者及び農業分野にて生産・経営を行っている農園主・共同組合・共同組合連合会や、農村地域において農業関連物の生産・加工・購入・販売を行う企業
輸出企業の生産販売活動 (通達39/2016/TT-NHNN号引用)	輸出商品販売を目的とした企業及び個人。ただし、輸出商品に関する現行の商法及び施工規定に具体的な規定はない
中小企業の生産販売活動 (中小企業支援法 第04/2017/QH14号引用)	零細企業・小企業・中企業を含む、年間平均社会保険加入労働者数が200人以下で、総資金が1千億ドン（約47万円）以下又は前年度の総売上高が3千億ドン（約141万円）以下の企業
裾野産業開発 (政令111/2015ND-CP号引用)	テキスタイル・繊維産業、履物・革製品産業、電子産業、自動車産業、機械加工産業など製品製造プロジェクトを行う企業
ハイテク応用産業 (決定66/2014/QD-TTg号引用)	ビッグデータ・ロボティクス・ゲノミクス・3Dプリントなどのハイテク法に定められた技術の投資及び開発を行う企業

(2019年12月4日現在：1円=212.14ドン ベトナム中央銀行公表クロスレート参照)

照会先：国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載